

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年 1月 6日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎



記

1 手続番号

第3500-2024-0030号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

宮崎市清武町木原字小山尻3649番乙